

入院・自宅療養中等の 高校生の学びを支援します！

入院・自宅療養中等の生徒の教育機会の確保

学校教育法施行規則により、高等学校等において、インターネット等のメディアを利用して同時双方向で行う授業（以下「**オンライン授業**」という。）が実施できることとなっており、入院・自宅療養中等の生徒（以下「**病気療養中等の生徒**」という。）に対し、入院先の病室や自宅等で当該授業を行った場合には、**出席扱いとすることができます。**

病気療養中等の生徒については、医師等の意見等から配信側の授業時間に合わせて**オンライン授業を受信することが難しいと学校が判断した場合に限り**、本人、保護者の意向を踏まえ事前に収録された授業を、学校から離れた空間で、インターネット等のメディアを活用して配信を行うことにより、生徒が視聴したい時間に受講することが可能な授業（以下「**オンデマンド型の授業**」という。）を行うことが可能です。

また、病気療養中等の生徒を対象として、教育上有益と認められるときは、**通信教育を行うことも可能であり**、出欠の記録については、各学校長の判断により**出席扱いとすることができます。**

Q&A

Q1 病気療養中等の生徒として、誰がどのように判断しますか。

A1 年間延べ30日以上欠席という定義を一つの参考としつつ、学校が判断しますが、**30日以上欠席がなければ該当しないということではありません。**

Q2 病気療養中等の生徒に対して、受信側に教員を配置せずにオンライン授業やオンデマンド型の授業を実施しても授業に出席したことになりますか。

A2 なります。なお、**受信側の教員の配置は必ずしも必要ではありませんが**、学校や病院と保護者が連携・協力し、当該生徒の状態等を踏まえ、**体調の管理や緊急時に適切な対応を行うことができる体制を整えるようにする必要があります。**

入院・自宅療養中等の生徒へのオンライン授業等の留意点

インターネット等のメディアを利用して行う授業では、履修する各教科・科目等に関わらず、一定時間数の対面授業を受ける必要があります。

